

貸 金 庫 規 定

令和4年 8月23日改正

令和4年10月 1日適用

1. 格納品の範囲

(1) 貸金庫に格納できる物品(以下「格納品」といいます。)は次のものに限り、

- ① 債券、株券、その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
- ④ その他、前各号に掲げるものに準ずるもの

(2) 薬品、爆発物、その他発火し易いものや、保管中に変質、変形の恐れがあるものは、格納をお断りします。

2. 契約期間等

当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までの期間とし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫の店頭に掲示する料金により1カ年分を前払いするものとし、**毎年4月25日**(当日が信用金庫休業日の場合は翌平日営業日)に所定の使用料を指定口座から引落しします。

(2) 当初契約時の使用料は、契約月から最初に到来する契約期間満了月までの使用料を月割り計算により、指定口座から引落しします。

(3) 契約期間満了前に解約する場合は、解約月の翌月から契約期間満了月までの未経過使用料を月割り計算により、指定口座に返戻します。

(4) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

4. 代理人による取扱い

代理人(成人親族1名に限り、)による貸金庫の開閉をする場合には、借主から代理人の氏名、住所、暗証番号等を届出ください。自動貸金庫の場合は、代理人に代理人用の「貸金庫ご利用カード」を発行します。

5. 鍵の保管、カードの発行

(1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

(2) 自動貸金庫の場合は、当金庫は借主に「貸金庫ご利用カード」(以下、「カード」といいます。)を発行します。

6. 暗証番号

(1) 自動貸金庫の開庫にあたって使用する暗証番号を届出ください。なお、**暗証番号は生年月日、電話番号、同じ数字や連続番号など他人から推測されやすい番号は避けてください。**

(2) 自動貸金庫にカード挿入し、貸金庫番号、暗証番号を入力されて、当金庫が届出の暗証番号との一致を確認

して、貸金庫の開庫をしましたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 本人確認の取扱い等

- (1) カード及び暗証番号(自動貸金庫の場合)、また、正鍵により、当金庫所定の手続に則り貸金庫を開庫した者を、正当な借主とみなします。なお、この場合、当金庫は開庫者の性別、年齢等の確認はいたしません。
- (2) 貸金庫開閉依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 自動貸金庫の開閉に使用されるカード及び鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

8. 開閉手続き

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 自動貸金庫の場合は、借主またはその代理人が貸金庫にカードを挿入し届出の暗証番号を入力してください。
自動貸金庫以外は、貸金庫開閉依頼書に貸金庫番号、氏名(代理人の場合は、借主及び代理人の氏名)の記入及び届出印を押印したものを提出ください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉扉し施錠してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 停電、事故等により貸金庫のご利用を中止することがあります。

9. 届出事項の変更、カード、鍵の再発行等

次の場合、借主は直ちに当金庫へ届出て所定の手続きを行ってください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 印章、カード(代理人の印章、カードも含まれます。)、もしくは正鍵を失った場合には、直ちに借主から書面によって当店に届出ください。この届出を受けたときは、直ちに貸金庫の利用停止の措置を講じます。
- (2) 借主または代理人の氏名(名称)、住所、その他の届出事項に変更があった場合、または、暗証番号を変更する場合には、直ちに借主から書面によって当店に届出ください。
- (3) 代表者(法人)の変更、代理人の任免、代理権の消滅その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに借主から書面によって当店に届出ください。
- (4) 正鍵またはカードを失った場合の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) 正鍵またはカードを失った場合、または、き損した場合は、錠前の取り替え、鍵、カードの再発行に要する費用をいただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (6) 前記(2)による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、後記 12 の (3) 各号いずれにも該当しない場合に使用することができ、後記 12 の (3) 各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合は、前記 9 に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。前記 2 の契約期間が満了し、契約を更新されないときも同様とします。
- ① 貸金庫の契約期間満了日後 3 ヶ月経過しても、使用料の支払いがないとき
 - ② 借主について相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ カードの改ざん等の不正使用が認められ、借主との取引を継続することが不適切と認めたとき
 - ⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになった場合または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになった場合
 - ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項が偽りである場合
 - ⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断した場合
 - ⑪ ⑦から⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに(1)と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当庫の信用を毀損し、または当庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

(4) 前記(1)から(3)に基づく明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、前記3の(3)に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡し日に前記3の(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 前記(1)から(3)の明渡しに3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を「一時預り品」として取扱うものとし、仮に、格納品に変動や劣化が生じて、借主は何ら異議を申出ないものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人または弁護士その他証人として相当と認められる者に立会いを求めるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用がある場合は、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

(7) 前記(2)から(3)にもとづき当金庫が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合には、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. 貸金庫の修繕、移転等

(1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当金庫は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当金庫指定の日に生じるものとします。

(2) (1)に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当金庫による通知内容に従って当金庫所定の手続を行うものとします。この場合、借主が当金庫所定の手続を行わないとき、当金庫はその選択により、副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ次のいずれかの対応をすることができ、いずれにおいても、格納品に変動や劣化が生じて、借主は何ら異議を申出ないものとします。

① 前項により通知した貸金庫に格納品を移動させること

② 格納品を「一時預り品」として取扱うこと

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人または弁護士その他証人として相当と認められる者に立会いを求めるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(3) 本条の通知及び費用負担については、前記 12(6)(7)を準用します。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または、店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸、売買または質入れすることはできません。

16. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(2)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上